

西日本入会林野研究会 会 報

(第 6 号)

『入会林野と生産森林組合』

(第 6 回シンポジウム)

<特 別 講 演>

入会林野整備の現状と課題 山 田 保 夫 (1)

<報 告 要 旨>

上林生産森林組合の実態 山 内 舜 郎 (3)

富士町における入会林野整備に伴う

生産森林組合の問題点について 杉 山 宏 明 (4)

入会林野整備後の経営形態のあり方 肥 後 恒 文 (7)

入会慣習と生産森林組合 中 尾 英 俊 (8)

<シンポジウム>

I 入会整備後の経営形態 (11)

II 生産森林組合の事務処理にどう対処するか (15)

III 生産森林組合に労災保険が適用できないか (17)

IV 生産森林組合員の資格をどう考えるか (18)

V 法人税にどう対処するか (23)

VI その他の問題 (24)

<大 会 記 事>

1981. 9

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市西区西南学院大学におく。

第六条（役員） 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

<特別講演>（要旨）

入会林野整備の現状と課題

林野庁森林組合課 山田保夫

いわゆる入会林野近代化法が施行されてから早や14年余を経過するに至った。この法律は、我が国の土地制度の中で独特な地位をしめる入会林野を対象とし、慣習的権利としての入会権を近代的権利へ転換させる道を開き、入会林野の農林業上の利用増進を目的とする画期的な意義をもつものであった。

それだけに、このような施策が一般行政と同じように、すなわち、国→都道府県→市町村→集落という経路での行政指導と、補助金交付という形での事業として果してどの程度の実効があげられるか、どうか、いささか危惧の念が抱かれていたのである。又入会林野近代化法の意図が末端にまで正しく認識され、誤りなく適用されようかという点に関しても心配があったのである。

しかしながら、昭和54年度末における整備の現状をながめてみると、幸いにしてこれらの危惧は払拭されたばかりか、入会林野整備は、円滑に進捗してきたのである。又一方整備後の土地の農林業上の利用増進及び今後の整備促進について、今後の課題を提起している。

したがって、今後の入会林野の高度利用に当たっては、今日までの整備の現状と課題を正しく認識する中から適切な対応が望まれるところである。

以下、入会林野整備ならびに整備後の課題について若干述べておきたい。

1. 整備推進上の課題

入会林野整備は、政策的にも又技術的にも大変に難しい仕事である。一般の補助行政と

違って、いろいろ難しい条件が重なっているが、中でも、整備計画の作成に当たっては、権利者の全員合意が必要であること、一人でも反対者があれば整備はできない。一集団の権利者数が、何百名というような数になると、全員から承諾を取るとは大変な時間と労働を費やす。又整備計画作成に当たっては、当該入会林野等の隣接者の境界問題や関係権利者の同意を得るなど、さまざまな複雑な手続きを要するところである。したがって、入会林野等整備に着手し、整備を完了するまでには、早くも6カ月、普通1～2年、長いものになると7年8年かかるという状態である。

したがって、現在事業に着手し進行中のものが約26万ヘクタールも存在しているが、①整備に着手した以上は、整備事務を急ぎ早急に認可に至らしめるよう重点的に取組むこと、②現在の整備途中のものはどのような実態にあるか、各市町村で再点検をし、早く進められるもの、その後の情勢変化（途中で権利者の意思が変わったり、権利者の死亡等）で整備がむづかしくなったもの、あと一押しで解決の見とおしが立つもの等に振分けて、それぞれの実態に応じたきめこまかい対策を講ずることが必要である。

2. 整備後の課題

① 整備後の土地が法の趣旨にのっとって農林業上の利用に役立っているかは、拡大造林が進み、畑作、樹園地など農業的利用も拡充してきているところであるが、しかし、生産森林組合等協業経営に問題はないのか、あるい

は又個人分割の場合、どのような森林経営が行われているのかという点について、今少し掘下げて実態を正しく把握することが必要である。

農林水産省は、54年度において、全国の14府県、271市町村を対象に市町村及び権利者集団調査を行ったが、その調査結果によれば、自から造林をして森林経営を行うものは少く、約46%は公社、公団等との分収契約による造林である。特に生産森林組合の場合にはほぼ50%は分収造林にたよっているのが実情である。同時に生産森林組合が包含している問題点は次のとおりである。

- ① 経営規模が小さく、造林後経過年数が短いため収益が上らない。したがって、山づくりのための投資ばかりで経営が苦しい。
- ② 生産森林組合の経営に当たって適切なりーダが不足しており、又若年労働力の不足により、公社、公団等の機関造林に依存している。
- ③ 部落との関係が断ちきれないため、近代的な森林経営に踏み込めないでいる。
- ④ 経理事務がむづかしい、専任役員を置くことができない。
- ⑤ 所有権がはっきりしたので、固定資産税等支出の増により、整備の効果がハダで感じられない。
- ⑥ 除間伐等保育事業を進めたいが、林道、作業道などの基盤整備が遅れているため、思うように進まない。

このようなさまざまな問題やなやみを克服するための方策として考えられることは、①地域林業の振興、②林業労働の担い手対策の推進、③優良な国産材生産のための団地形成、④森林組合の生産森林組合に対する指導、助言の強化、⑤生産基盤の整備拡充及び農林業

経営近代化施設の整備、⑥森林総合整備事業の導入等々総合的な施策を通じて整備後の土地の農林業上の高度利用を一層促進することが重要である。

3. 今後の整備促進上の課題

入会林野整備により新たな土地を取得した権利者の多くは、比較的零細な農家林家であり、かつ所有山林からの収入は当面期待できないので、どうしても短期的な所得源の拡大を図ることが急務である。具体的には、畜産、果樹、畑作、特用林産物等の生産を行うための経営近代化を進めることである。このような入会権利者や、市町村の要請に応じて、昭和52年度から特別対策事業を実施しているところであるが、今後さらにこの事業の地区数及び事業費の増大を図ることが必要である。

特別対策事業は、これから入会林野整備を行う予定のおおむね30ヘクタール以上の入会林野を事業地区の対象として、農林業一体の基盤整備（農地造成、農道の新設改良、採草放牧地造成、林道、作業道の開設等）及び経営近代化施設の整備（野菜、果樹、花き特用作物等の生産の近代化、農、畜、林の各種経営近代化施設及び機械の設置、特用林産物生産施設の設置等）を行うことができる。事業費は1地区当たりの平均が3,000万円、おおむね2カ年継続の事業となっている。1地区当たりの事業費は小さいが、1つの入会林野ごとに事業が実施できるので、例えば1つの市町村で2地区も3地区も実施でき、又1つの大きな入会林野を2～3地区に区分して事業地区にすることもできるので、それぞれ地域の实情に応じて有効な事業の組合せにより、地域農林業の発展にとって大きな効果を発揮することができる事業である。

すでに52年度40地区、53、54年度そ

れぞれ47地区、合計134地区で事業実施済又は事業継続中であって、事業の成果は、地域農林家の生活福祉の向上に大いに役立って

< 報告結果 >

上林生産森林組合の実態

愛媛県上林生産森林組合 山内舜郎

1. 地域の概要

(1) 重信町は、県都松山市の東部に隣接する人口約19,000人の町で、従来農村地帯であったが、近年公共施設の設置や団地造成により松山市のベッドタウンとして発展しつつある。地形的には南北に細長く、北部、南部に大森林地帯をもち、中間部には肥沃な耕地が展開している。

(2) 上林地区は、町の南部に位置し、住民の異動もほとんどなく、兼業農家で占められている。また、当該組合の所有する山林は、町の南端に位置し、標高700m～1,000mと急峻であるが、表土深く、降雨量も多く、肥沃で、スギ、ヒノキの造林に適している。

2. 山林の沿革

(1) 当該組合の所有する山林については、江戸時代から上林部落の部落山として採薪、採草のため利用されていたもので、明治23年の町村制施行により上林村、下林村、上村の3村が合併して拜志村になった時も新村に吸収されず、従来どおり上林部落が利用していた。

(2) しかし、大正2年8月、部落有林野統一事業により、新たに造林保護組合を設置し、村との間で分収造林を行うことを条件として、村に寄附され、村有地となった。その

いるところであり、今後共、この事業の地区数の拡大、事業費の増大を図りその円滑な推進を図っていききたい。

後昭和31年9月、町村合併により拜志村、北吉井村、南吉井村が合併して重信町となったことに伴い、町有林となる。

(3) 昭和46年8月、部落は町より払い下げを受けるとともに入会林野整備事業に着手し、昭和49年4月整備計画の認可と同時に生産森林組合を設立し、組合有林として経営を行うこととなり、現在に至る。

3. 組合の現況

(1) 組合員数

152名

※ 組合員のほとんどは、

農業（稲作、1人平均0.7～0.8haの水田所有）50%

林業（1人平均0.4～0.5haの山林所有）10%

賃金仕事40%

の割合からなる兼業農家で占められている。

(2) 機関

非常勤理事 9人
監事 2人 } 11人

(3) 出資財産

山林 62.57 ha
(価額7,600千円 …… 1口50千円)

(4) 経営面積

62.57 ha (13,500 m²)

杉 6137ha 4年100ha 10年1017ha
29年2330ha 30年1350ha
32年850ha 33年490ha
雑 120ha

4. 問題点等

(1) 入会林野整備（生産森林組合の設立）の動機

入会林野整備は、町有林の払い下げとあわせ、①山林が自分たちのものになること（収入のすべてが自分たちのものになること）②法人化すれば登記手続きが簡素化されること。③売却時の所得税が個人的に軽減されること。を動機として行った。

富士町における入会林野整備に伴う 生産森林組合の問題点について

(2) 整備
生産法人であることの意義が組合員間に浸透し、組合員個々に責任感が芽生えた（例：会合等の連絡事項の確実性）。

(3) 問題点

①小規模経営で専従の事務担当者がいないため、事務報告関係の作業に弱い。②組合員が作業に従事しなかった場合は不参加金を納付させるという従来の慣行が残っている。③全組合員のうち作業に従事するのは約80名程度であって、山に対する関心が強い世代によって維持されているが、将来はこの割合が低減することが予想される。

佐賀県富士町林業課 杉山 宏 明

富士町は佐賀県の最北部に位置し、県都佐賀市から22kmの地点にあり、総面積1430.2km²人口6,671人の水稲、高冷地野菜、林業を主体とした山村である。また総面積の82.3%11,764haが林野で、そのうち私有林は、8,371ha人口林率80.2%と造林意欲は旺盛で佐賀県屈指の林業地帯である。

富士町における入会林野の整備と生産森林組合の設立状況は、昭和42年度から逐次整備してきたが昭和55年度現在で入会林野面積2,093haのうち1,465ha70%が整備済で現在221haが整備中である。そして、入会整備をした18集団のうち16集団から19の生産森林組合が設立されている。

そこで富士町の実態を調査し、問題点を提起し、今後の生産森林組合の指導方向と、未整備入会林野整備のあり方について考察することにした。2組合の抽出については、特に基準を定めたのではなく単純に組合の所有（経営面積）規模によってA及びB組合を選び又、町内生産森林組合を他と比較して見るため、町外で比較的活発な経営を行っているC組合について、それぞれ聞き取りによる調査を行い設立時と現在を比較し、その実態を検討してみた。

まず組合の組織についてみるといずれの組合にあっても、地区内居住者で組織され、集落構成員と同一であり、組合員の権利は平等である。

A及びB組合では設立時より組合員が減少しており組合員の脱退者がみられる。いずれも地区外転出が理由となっており脱退者への払戻しは定款の定めとは、かけ離れ、入会当時の慣習と同様賤別的な形として支払われている。又新規加入者はいない。C組合では組合員の移動はあっていない。

組合への出資については、A及びB組合は、土地のみの現物出資であり、立木出資はされていない。A組合では、設立後追加出資しているものの、立木出資はなく組合の実質的な経営面積は、組合設立前に造林された面積を除く面積となっており、経営面積に対し極めて少なく、その割合はA組合42% B組合27%となっている。富士町の組合中、17組合が立木出資がなく、経営面積は所有面積の約34%にとどまっている。経営面積のうち、人工林は組合設立後造林されたものであり経営基盤は極めて弱体で、富士町の組合の共通した大きな問題である。C組合では立木出資がされており、このような問題は生じていない。

そこで、各組合の経営状況について見るとA組合は経営面積95haのうち86haが山林であり、そのうち91%の80haが人工林である。B組合では、経営面積6ha、全てが人工林である。C組合では経営面積、71haのうち70haが山林で、そのうち88%の62haが人工林となっている。以上のように3組合ともに高い人工林率を示しているものの組合所有林はA、Bともに4令級以下の林分であり、今後長期間、山林収入は望めない。C組合については3令級以下が70%を占めているものの、ほぼ伐期に達した林分もある。A及びBは設立時に立木出資をしていれば伐期に達した林があり資金面においても苦慮せずにすんだのではなかろうか。町内の他の組合においても同様のことが言える。

次に組合の管理運営状況をみると組合の事業計画、立木売却等についての決議は、3組合とも総会及び役員会の席上、多数決で決議されている。年間における役員会の開催平均日数を比較してみると、A組合では4～5回、B組合1回、C組合6～7回となっており、役員会の頻度は組合活動のバロメーターと言えそうである。又、経理事務の決算書等の作成にあっては3組合とも理事会の自力で行われているが、C組合を除いては不備な点が多く、事務処理については、人材の不足と煩雑さを訴えている。この点C組合では、経理事務になれた同一の人物が継続して担当していて特に問題意識はない。他の組合にあってもA、B組合と同様である。

次に3組合の財務内容を見ると、A、Bについては設立以来事業収益はない。特にAについては事業管理費の内諸税負担が、ほとんどであり、これが累積赤字7,000千円となっており部落から借入助成により切りぬけているものの、今後の組合運営の中で大きな障害となりかねない。諸税負担のおもなものは固定資産税であり、今後、節税をはかるよう工夫すべきと考えられる。町内の19組合のほとんどが大同少異であり、組合負債については組合員と部落構成員が同一人であるため実質的には部落有時代と変わりなく、余り財政的負担はないものと推察される。Bについては一応の剰余金が計上されているものの収入のほとんどが過剰金であり正常な組合の剰余金とは言えない。Cについては山林収入もあり所有林の令級別構成を見ても周期的な山林収入が期待出来るため今後に望みが持たれる。

また、3組合の事業実績をみるとA組合は、設立以来80haの造林と490haの保育を行っているが、その内31ha分については、公団造林により実施し、その他は造林事業、森林総合整備事業、林業構造改善事業の補助事業を導入

することにより森林造成の推進と、それに伴う経費の軽減を図っている。54年度の実績を見ると保育23haを延295人で実施し、1組員平均3.9日の出役となっている。Bの組合は6haの造林と41haの保育を造林事業、森林総合整備事業により実施している。54年度の実績は6haの保育を延65人で実施し、1組員平均1.6日の出役となっている。C組合は48haの造林400haの保育及び1haの主伐作業を実施している。このうち、38ha分については、公団造林、その他は保安林改良事業、造林事業により実施し、A、B同様に森林造成の推進と経費の軽減に努めている。又、里山開発事業の導入により、チェーンソー、刈払機、林道、作業道の資本整備をし、林業構造改善事業により、放送施設を設置するなど地域に密着した活動がなされ、54年度の事業実績は20haの保育と1haの主伐を延322人、1組員平均14日の出役により実施している。これらの労働力はすべて組員でまかなっている。Cに比べA、Bの出役日数が極めて少ない。

そこで組員の経営及び就業状況について検討してみると3組合ともに耕地面積が少なく、水稻が中心ではあるが、A、Bにおいては野菜、肉乳牛の複合経営で農業のウエイトが高い。Cにおいては果樹との複合経営が行われているものの他産業への就業が多くなっている。又、専業農林家はA、Bで5%程度で、Aでは約7割が第1種兼業、Bでは第1種、第2種兼業が半々となり、Cでは7割以上が第2種の兼業農林家となっている。A、Bにおいては、比較的収益性の高い高冷地野菜を生産しており組合事業と農作業が時期的に重なるため、労働力配合が

うまくいかず十分な組合事業ができないのが現状である。Cについては二者契約の公団造林や補助事業の導入により積極的な施業の取組がなされており又一部賃金の支払により労働力の確保が容易であり、その労働力は婦人によるところが大きい。

次に組合事業にともなう労災であるが3組合ともに大きな災害は発生していないもののA、B組合においては労災保険の対象とされていないため、組合が見舞金の形で処理しており、極めて不安な環境の中で作業を行っている。Cについては労働問題で述べたように一部賃金支払いもあるため就業規則等の整備もあり労災保険への加入を行い現在も継続しており安心して事業に従事している。町内の組合においては、A、B同様労災保険の対象となっている組合はなく、今後組合活動を推進する上で大きな障害となる恐れがある。

以上が富士町における生産森林組合の実態であるが、集約すると①設立時の立木出資がなく、又組合所有林は幼令林であり、長期間山林収入が得られず組合運営が軌道に乗っていないので、出資していない立木を組合所有とする方法を模索中である。②生産森林組合は雇用関係が不明確なため、労災保険の対象とならず、労働災害面から見ても極めて不安な環境の中で作業を行っている。③事務処理、特に経理関係に明るい人材が少なく関係帳簿の整備が不十分であり青色申告、制度等の利点が生かされていない。④脱退者に対する持分の払戻しが組合運営に支障を来す恐れがある等の大きな問題をかかえている。

入会林野整備後の経営形態のあり方

宮崎県林産課 肥後 恒文

問題提起というよりは、宮崎県内の地域の事例を報告するなかで、整備後の経営形態をどのようにしたらよいか意見を伺うという形にした。

宮崎県においては、昭和42年から入会林野整備がスタートし、54年度現在で認可数99、面積20,652haを整備している。整備後の経営形態は、法人形態による協業経営(全て生産森組)が1,1300ha(54.7%)、その他共有による経営1,349ha(6.5%)、個人分割8,003ha(38.8%)となっている。

さてここで取り上げる事例は、宮崎県延岡市旧南浦村の大字部落(4部落)のひとつである熊野江の問題である。当地区はこれまでに2ヶ所の入会林野を整備している。1ヶ所は昭和44年に認可申請をして、その年に認可され、対象権利者は172名、43筆を整備した。整備後の経営形態は熊野江生産森林組合を設立している。当初の整備事業の経緯について簡単に述べると次のようになる。すなわち、大字熊野江部落において部落有林野統一のあと市有林になっていたものを、昭和36年に市から熊野江部落に対して1世帯1haの山林の無償払い下げがあった。この払い下げを受けた83筆のうち43筆について最初の入会林野整備を行った。1世帯1haということで、世帯ごとの条件が同じであるということをもふまえて、生産森組を設立しても出資金等について均衡がとれるということで、この部分についてのみ最初に入会林野整備を行った。他の1ヶ所の入会林野整備の希望は昭和52年であった。これは熊野江部落のなかでも更に5つの小部落に分かれるが、そのうちのひとつ

中村部落について独自の生産森組を設立したいというものであった。52年に認可申請があって53年に認可され、権利者25名の入会林野の整備を行い、熊野江中村組生産森組を設立した。組員は全て当初設立された熊野江生産森組の組員を兼ねている。

このような小部落持山の山がたくさんあるが、今回提起する問題は、この小部落の中の村組と浜組という組で部落持山があるが、この持山を入会林野整備して、はたしてどのような経営形態をとったらよいかということである。浜組と村組についても、熊野江生産森組を設立した当初から(昭和45年)、入会林野を整備して欲しいという声は地区からあがっていたが、整備後の経営形態についてどのようにしたらよいかということ結論がでずに今日にいたっている。

ここで浜組と村組の入会林野整備対象地の概況について説明すると、浜組の登記簿をみると、63名の共有名義と90名の共有名義の2通りになっている。対象地が10筆で権利者55名、対象面積46haである。一方村組については、登記簿の形態が個人名義、27名の共有名義、90名の共有名義であり、権利者が22名、対象面積はわずか10筆の12.6haである。希望している整備対象地の現況を述べると、ほとんど雑木のままで、収益もここ何年もあがっていない。

さて整備後どのような経営形態にしたらよいかを検討したとき、次の3つが考えられる。第1は個人分割であるが、長年部落持山ということで、分割利用はほとんどしていなく、今更個人に分割することは極めて困難であるという意見がある。加えて入会林野整備事業のこれまで

の経緯から、あくまで個人分割はさけて、生産森組等の法人を設立して村外、県外流出を避けたいとか、あるいは法人経営にした方が公社公団等の分収契約も有利であるとの行政的立場での指導があって、個人分割については考えられていない。

第2は整備をして現在の権利者名の記名登記を進めたらどうかということである。この考えは事業の目的が農林業の高度利用を図るためであるから、昔の登記簿の状態を現在の権利者名に進めるという作業は、あくまで登記簿上の作業であって事業の趣旨に反すると考えられる。また事業の趣旨から離れて現在の権利者の記名共有で登記したとしても、小部落で相続人関係についてチェックしておかないと、登記面では何年後には登記名義人がいりこんでしまっ、実質的には現在の登記状態と同じになるのではないか。このように考えると入会林野を整備する意義はないのではないとも言える。しかし地区の人たちにとっては、登記名義人の何人かが生きている間に、子孫のためにも登記簿関係をすっきりさせておきたいという気持は強い。

第3の経営形態として生産森組の設立が考えられる。既に述べたように整備対象面積は小さ

いので、権利者間に森林経営を活発に行っていたという意欲はあまり感じられない。また権利者の年齢も高く労務提供も円滑に行われそうもない。加えて権利者間に近代的森林経営の感覚はなく、また法人経営面で近代的簿記会計の経理事務、法人税、固定資産税等の税務対策の事務能力をもった者がなく、生産森組を設立しても経営していく自信がないというのが本音である。さらに生産森組を設立すると役員報酬、税金等費用がかかることなどから、極めて消極的である。

さて当地区では既述のように、第1回の整備で熊野江生産森組という親組合をつくっているが、この親組合に合併吸収という形で整備はできないかともちかけたが、昔からの小部落持山を自分たちの手で管理運営していきたいという気持が強いので独自の生産森組をつくりたいとの意向である。(昭和52年に熊野江の1部落である中村組が独自の生産森組を設立している)しかし小組合を設立しても、収益があがらず配当金もないような事例をみると、残念ながら生産森組設立には消極的である。

以上の実態をふまえて参加者の意見を伺いた

入会慣習と生産森林組合

西南学院大学法学部 中尾英俊

入会林野はもともと地域住民(村人)の公共用財産であった。日常生活に必須な小柴下草の採取はもとより土木水利等の公共施設あるいは災害救恤備蓄恐慌等の用に供され、公益的共済施設機能をもっていた。土木水利等の公共施

設は市町村財政で賄うべきであり災害救恤等は社会福祉行政によるべきだという議論は正論であるが、その行財政が十分でないかぎり入会林野が住民の公共的社会福祉的施設としての役割をもつことを否定することはできない。

入会林野整備することは入会林野のもつこのような性格を否定することである。完全に個人財産とする個人分割はもとより、生産森林組合(以下「生産組合」という)による協業経営の場合も同様である。単にこのような性格を失わせるだけでなく、入会の慣習を一応はすべて否定することである。したがってそれを希望しないなら入会林野整備を行うべきではない。だが生産組合の場合、その組合員は入会権者とほぼ同一であり、また生活共同体たる入会集団も存在するのであるから、入会整備により生産組合になったからとて直ちに入会的運営を廃絶しうるものでもなくまた入会林野のもつ役割をすべて否定する必要もない。入会林野整備が林野の高度利用を目的とするものである以上、その目的に適合するかぎりにおいて入会慣習を整備後の生産組合運営にとり入れることが望まれる。

入会林野にかんする慣習は原則としてそのまま国家法規範として承認されるが、生産組合の組織運営は第一次的に森林組合法に従うので、同法の規定に沿わない入会慣習は法的保護をうけないことになる。現実を見ると、入会慣習とは無関係な定款(ほとんど模範定款と称するものの丸写しである)を定め、一方定款と反するような内規を定め、その内規によって運営されている生産組合が多い。この内規がおおむね入会慣習なのであるが、このような矛盾をさけるために、生産組合の定款になるべく入会慣習もとよりそのすべてでなく、とくに維持してゆきたい慣習一を取り入れることが望ましい。

以下、入会慣習と森林組合法(以下「組合法」という)の規定で調整すべきであると考えられる点をあげておく。

1. 組合員の資格 ---- 組合法94条には、組合員の資格を、組合の地区内にある森林または森林について権利を組合に現物出資する個人

(1号)、組合の地区内に住所を有する個人で林業に従事するもの(2号)で定款で定めるもの、とされている。したがって1号の要件のみ備えるものを組合員として定めることも可能であるが、そうすると、現物出資した組合員は地区外に転出して組合員であることになり、組合の事業に常時従事しうる者が1人もいない状態を生ずることになる。それは生産組合の趣旨に反することであるから、組合員の資格については定款で地区内居住を要件とすべきである。それによって転出失権の慣習は事実上維持される。

2. 組合員の加入脱退 ---- 組合法35、36条、100条により組合員の加入脱退は原則として自由である。脱退はともかく加入を全く自由にすることは入会慣習になじまない。組合法成立前の森林法において生産組合の組合員加入は絶対自由でなく制限することが認められていた(旧94条)ので生産組合における加入の自由は絶対的なものではない。それ故に、生産組合員としての加入要件に入会権者としての資格に必要とされた要件と同程度の要件を附することは差支ない。

3. 脱退に伴う払戻金等 ---- 入会は総有を本質とする故に、脱退者(転出者)に払戻請求権はない。したがって無償の転出失権も違法でなく、転出者に餞別や見舞金を支払われても権利としてではなかった。しかし生産組合においては脱退者には持分の全部又は一部の金銭による払戻をしなければならない(38、100条)。この払戻もその生産組合の発展をなるべく阻害しない目的で行われるべきであるから、組合に現金又は換金可能の財産がある場合を除き、出資金(および加入金)の範囲内で払戻を行ってよいと考える。

4. 出役と配当等 ---- 生産組合になって一番か

わるのは経理の面であろう。出役にたいして賃金を支払うのは差支ないけれども法人税の課税が異なってくる。出役不参加にたいして不参金をとるのも差支ないが組合の収入にはすべきでない。現状では組合の収益金を公益

費や共済資金に充てることが当然には認められていないが、生産組合と入会林野との関連を考えるならばこの点は何らかの措置が講ぜられてよいのではないか。

研究会会報余部のお知らせ

第1号 「入会林野整備後の経営形態」

第2号 「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」

第3号 「入会林野近代化と市町村」

第4号 「地域農林業と入会林野」

第5号 「入会林野と分収林」

以上の会報に余部がありますので、御入用の方は下記の宛先へ御連絡下さい。

なお会報1部500円となっておりますので御承知下さい。

連絡先 〒812福岡市東区箱崎6-10-1

九州大学農学部林政学教室内

西日本入会林野研究会

(TEL 092-641-1101 内線6234)

<シンポジウム>

司会 武井正臣 (島根大学法文学部)

松原功 (山口県林業公社)

発言者(発言順)

今崎 信吉(北九州市殖産課)

山内 舜郎(愛媛県上林生産森林組合)

杉山 宏明(佐賀県富士町林業課)

肥後 恒文(宮崎県林産課)

中須 恒孝(延岡市農政課)

矢野 達雄(愛媛大学法文学部)

徳本 達夫(愛媛県林政課)

井上 英郎(福岡県甘木農林事務所)

山田 保夫(林野庁森林組合課)

小野 泰助(大分県九重町産業課)

大平 英輔(高知大学農学部)

野田 晃(宮崎県林産課)

川原 祥治(福岡市森林公社)

西森 正信(高知県林業課)

中尾 英俊(西南学院大学法学部)

山田 真裕(徳島県林政課)

吉嶺 芳徳(長崎県林務課)

栗栖 克己(島根県道川入会集団)

土岐 孝夫(愛媛県林政課)

加賀 等(熊本県南小国町管財課)

酒井 利幸(大分県九重町産業課)

日高久喜太郎(宮崎県入会整備推進協議会)

〔はじめに〕

司会(武井) 討論の順序は、事務局として次のように進めたい。まず最初に、報告者に対する質問があるので、それを一括してやってもらう。これは意見というよりは、質問ということでやっていただきたい。その次に、生産森林組合についての意見あるいは質疑応答にしたいが、大分けにすると、①生産森林組合の事務処理あるいは経営面の問題、広い意味での事務処理の一部として労災保険について、②組合員の資格の問題。これに関連して組合員の脱退と払い戻しの問題。この点は議論も多いし、結論の出ない問題だろうが、大変重要な問題なので多くの意見を承りたい。さらにそれに含めて、いわゆる不参加金、出不足金(昔はあったが)を生産森林組合でどのように扱ったらよいかという問題がある。それから、生産森林組合になって、昔の入会集団であった当時と比べて、各種税金の問題があるのでそれをやってみたい。生産森

林組合に直接関係するのは、大体以上のようなものである。

次に生産森林組合を含めて、整備後の形態としてどのようなものと考えたらよいか。このことは生産森林組合が果してベストであるかどうかという問題を含むと思うが、整備後の形態をふり返ってみたい。とりわけ小規模面積の入会山をもっていたところが生産森林組合になったとき、果して生産森林組合という方法が得策であったかどうかを含めて考えてみたい。さらに入会一般についての質問が若干出ているので、最後にこれを討議していただく。

I 入会整備後の経営形態

<町有林の払い下げ方法>

司会(武井) それでは順不同で質問者と質問内容について紹介する。まず最初に、北九州市の今崎さんから、山内組合長に対する質問が出

されています。

(今崎) 3人の報告者とも町村有林の払い下げを受けて、その後入会林整備をしたとの発言があったが、山内組合長の場合、はっきりと払い下げを受けて後入会林整備をしたと記している。はっきり名義になった町村有林を払い下げることになると、その時点で払い下げの理由はいろいろあるだろうし、その後のことを考えずに、昔の権利者にいきなり払い下げをすることも可能ではなからうか。何もその次に入会林野整備という段階をふまえずとも別に構わないのではないか。それでどういう形で誰に払い下げられたのかをお尋ねしたい。

(山内) わかっている範囲で答えると次のようになる。入会林整備計画を、払い下げを受けてから行ったと申し上げたが、ほとんど同時でなかったかと思う。それは町有林であった。そのうち、一部造林に適さない地域が1.2haあって、その地域だけは目的を達せなかった。払い下げを受けた林野は、昔から薪炭採草を目的としており、その権利が土地の住民にあったということを重視してか、入会権を放棄してほしいということであった。つまり、ほとんどの人は放棄しても再び組合に加入するので問題はないが、組合には入らずに昔から入会権を持っているという人が若干おり、そういう人に対しては、買いあげる場合に再確認をして、これで完全に入会権が消滅するというを書類で残したいということで、町の産業経済課が主体となって入会権の登記の手続きにとりかかったわけである。200戸位の住民がいるのだが、全員から1週間ほど実印を預り、その間全責任を私が負って書類を作成した。最近では政府の予算によってワク組みされていて、小学校を建てるにしても、地域住民の為に町が負担をするため、山を売るというようなことがなくなったが、その当時は

町財政も山林の売却によってまかなうということがよくあり、双方にとって良い方法なのではないかと思われた。

(今崎) 経過はわかったが、町有林を払い下げた時点で、誰に、どういう名義で登記したのか。誰に払い下げたのか。

(山内) いまよくわからないので早速調べてお答えする。

<立木出資しない生産森林組合>

司会(武井) 次の質問は鹿児島県の島中さんから佐賀県の杉山さんに対するものです。立木出資をしないで生産森林組合を結成しているが、現存する立木の保育についてはどのようにしているのか。又、立木の所有権はどのようにしているのか。

(杉山) 富士町は昭和42年から入会林の整備をしてきたが、その設立時に、従来部落有という形で経営をしてきた為、立木が30年を越したのもあった。部落有の立木は部落の公共的な施設に使うという目的であった為に、立木一代限り部落有として、出資はしないということで、認可を受けた。現存する立木の保育等については、生産森林組合員と部落構成員が同一であるので、その出役に関しては部落の生産森林組合員が従事している。立木の所有権は、出資をしていないので、あくまでも部落にある。さきほど経営面積と所有面積の違いということで話したが、富士町の場合、立木出資はしていないので、経営面積は設立後の造林面積とイコールである。所有基盤が軟弱であるということは、この理由からである。立木を売り払っても組合員の所有とはならず、部落の収入となる。

<入会林野の払い下げ目的>

司会(武井) 次に山内氏と宮崎の肥後氏に対

する質問で、重信町、熊野江町、両町の町有林の払い下げの真の目的は何であったのか? 又重信町における元の拜志村の構成村である上林村は現在も一つの部落なのか?

(山内) 上林村と上村と下林村と3つが拜志村になった事は申し上げた。今でも上林には210余戸あるが、その地区が私達の住居であり、そこは1区でまとまっております、昔からその形態で続いている。その昔は下浮穴郡上林村と呼ばれていたが、行政的には昔から変化せずに現在に到っている。

(肥後) 払い下げの目的については、地元延岡市の方に直接答えていただくことにする。町有林の払い下げの件は、宮崎県においては市有林の無償払い下げには市議会の議決があり、登記上は南村名義になっている。その後整備によって登記簿上はその名義人変わったという事を参考までに申し上げておく。

(中須) 当南村地区においては昭和4年に部落有林野の統一事業がなされ、それで一応旧南浦村に名義が変わっているが、その段階で実際は村として森林の経営ができなため、面積はどの位かわからないが大多数は官行造林、県行造林に分収契約をしている。残りの部分については従来通りのかや場、薪炭林、採草地という名義になったが、利用としては旧態依然のままなされていた。その後36年に議決を得て記名共有となっている。その時の調書を見ると1世帯あたり1haを地元払い下げることになっているが、その調書の中には薪炭林、屋根をふくカヤ、牛飼料用ということで払い下げがなされており、入会権または入会林野という言葉は一切出てこない。

私には真の目的は、はっきりとはわからないが、その地区は昭和30年に延岡市と合併している。実際は4年に旧南浦村に名義が変わって

おり、土地としては旧態依然の利用がなされていた。30年に合併されたが、名義はあくまで市町村名義なので、我々の名義にしておかないととられてしまうということで議決を得たものと思われる。

(山内) 先ほどの重信町の件だが、払い下げの理由は、従来、名義上は町有林であったけれども実際の施業は部落がしていたので地元の為に払い下げたということらしい。又、払い下げた時点では名義は町名義のままにしておき、整備の時に共有にしてから生産森林組合にしたということである。

司会(武井) 類似の質問だが、愛媛の矢野氏から山内氏、肥後氏に対する質問で、市、町村有林が有償又は無償で部落へ払い下げられた経過について、次の点についてお答えいただきたい。①市町村有林の時代でも入会林野については入会慣行は継続していたか。②払い下げの運動は住民側から起ったのか。③戦後になって払い下げが実現したのは何故か。(時期について)。④払い下げの際、例えば近代化法による整備を行うことが条件になっていたのか。

(矢野) 時期の問題として宮崎県の場合、昭和36年で、重信町は昭和46年に払い下げているが、近代化法が41年に出されているので、重信町は近代化法に基いて整備することを条件として払い下げがあったのではないかと推測をしている。宮崎県の場合には近代化法制定前なのでそのような条件はなかったと思うが、それにもかかわらず何故払い下げたのか。

(山内) 町有ではあったがその間勝手に草を刈ったり木を切っても別にとがめられはしなかったもので、そういう面から見て入会権はあったと思う。

(徳本) 補足すると、48年8月に払い下げを受け、整備の認可は49年4月だが、整備を

するという条件で払い下げを受けた。戦後に払い下げられたのは有償だったわけだが、町の財政事情も関連していたのではないと思われる。(肥後) 国の施策で部落有財産を統一したが、もらい受けた市でもその管理、経営がずさんであった事が一点あると思われる。使われていない山林の払い下げ運動があったと推測される。市が林野の所有を負担に感じていたのかということに関しては、やはり適正な管理をしていなかったもので、住民からの要望でやむなく払い下げになったと思われる。宮崎の熊野江の場合は払い下げは無償であった。

<整備後の経営形態のあり方>

司会(武井) 杉山氏への質問で、「富士町について①B組合のような小規模なものを生産森林組合にした理由は何故か。②整備の際、入会権者の1人或は数人位に個人分割すべきではなかったか」という福岡の井上氏の意見がある。

(井上) 小規模なものはやっても後で大変だから、できれば最初から個人所有にした方がよいのではないかと、そうできなかった事情があるのか。

(杉山) B生産森林組合の所有面積は22haである。富士町に存在するのは小規模面積のものが5~6ぐらいあり、大きいものは350~250という大規模経営もある。B組合の場合、整備前の総面積はたぶん35haぐらいあったと思う。そのうち22haを生産森林組合にし、残りを個人分割にした。

何故生産森林組合にしたかについては10年前のことでよくわからない。富士町に残っているのはこれ以下の入会集団が多く、その分については10~15haであったら入会整備はしないで、そのままの状態が良いということにしている。20ha以上になると、共有名義にすると組

合員数が多数なので、移転登記の場合にも従来の入会地と同様な問題が生じるのではないかと、ということがあったからではないかと思われる。司会(武井) 小さな面積の入会地の場合にはそれをどのように有効に使うかが大きな問題であるし、或はそのような所は整備しない方がよいのではないかという意見もあるかと思うが、そのような小面積の入会地についてどのような方法をとるのが良いのか、一般的には言えないかもしれないが意見のある方は出していただきたい。

(井上) 私の考えでは、入会権者の中で適当な人が買収した方がよいのではないかと思う。買収というのは言葉が悪いが、生産森林組合に対してのアフターケアの問題に、県の段階でも事務経理の面で非常に苦労している。6haであっても組合はれっきとした法人なので後の事を考えるとその方がよいのではないか。

司会(武井) 山田さんに林野庁の考えを聞きたい。

(山田) 小さい面積に対する問題は、どのようにしたら良いのかという要望が最近多くある。特に佐賀県の場合小さな5ha以下の非常に小規模な面積に関してどうしたら良いかという問題が多くある。個人分割をするとしても40~50人という入会権者がいる場合、それを又個人分割するときわめて小さな面積になるため、それを分けるということについてもなかなか話がまとまらない場合もあり得る。生産森林組合も確かに問題がある。指導として10haが良いのか30haが良いのかという面積的な件には問題があると思う。例えば10haでも権利者数が少なればできるであろうし、大きな面積であってもさらに数多い権利者がいれば大変だ。大体生産森林組合の場合、団地施業計画などから見て最低30haは必要であると言われていたが、

なかなか理想通りにゆかない。5ha以下の小さな面積をどうするかということだが、生産森林組合もむずかしい。ではそれ以外に何かあるかというと、農事組合を作るかということになる。農事組合法人は農業以外に森林経営もできるが、これも問題がある。有限会社か、株式会社はどうかということもこれもうまくゆかず、それに代わるものが現実問題としてむずかしい。そういうことで、そのような場合にはその他共有ということで、法人組織ではない森林経営を行うケースがかなりある。それももうまくゆけば良いが困難な問題がある。正直なところ名案が出てこない。ただ同じ入会集団で小さい面積をいくつも持っているような場合にはある程度離れていてもまとめて1つの組合にすることはできるが、ただ1つの集団で小さな面積しかない場合にはむずかしい。整備をすることによって負担が重くなるようであれば現状のままの方がよいのではないかという意見も一方にはあるので、画一的にこうすべきだという指導は林野庁としてもとりにくい。結局ケースバイケースで現状に応じて対処してゆくしかないと思う。

II 生産森林組合の事務処理にどう対処

すべきか。

<事務処理委託の方向>

司会(武井) 質疑応答はこれで終えて、次に生産森林組合の問題に入る。①事務処理(経営)に関連して、いくつかの意見、質問が出ているので一括して申し上げる。大分県九重町の小野氏から組合の運営について、組合の会計、税務がもっと簡単にならないか、事務的に簡素化して法律上、実務上簡単な取り扱いにできないかという質問。福岡県の井上氏からはもろい脆弱な生産基盤の生産森林組合のアフターケアにつ

いて、宮崎県はどのように指導しておられるのか。それに関連して、県の生産組合連合会(仮称)というようなものを作って、経理、登記などの事務を総合的に指導したらどうかという意見。小野氏からは法人になってからも旧入会慣行時代からの惰性が続いていて、組合的な考え方が浸透しない為に事務手続上困るという意見が出ている。高知大学の大平先生から、生森組合の事務処理はどこでも困っている訳だが、森林組合に事務面を依頼できないのかという意見が出ている。今後の生森組合の展望から、大規模な生森組合はともかく、小規模な零細な生森組合は、森林組合依存型が多くなるのではないかという意見である。先ほどの福岡の井上氏からは生産森林組合連合会のようなものを作って一括して代行したらどうかという意見が出ているし、大平先生は森林組合に事務を委託したらどうかという意見であろう。

(小野) 県に報告書を出す場合や法人の青色申告等で組合の問題点が多い。会計のできない組合員が多いので、できるだけ簡素化の方向にむけてほしい。又労災についても、労働基準監督署に行ったが法人であると言われたので、その点についても合わせて考えてほしい。

司会(武井) 労災については後ほどやりたいと思うので、会計、税務、庶務等の事務的な面について進めたい。

(井上) 大平先生の質問に若干ふれることだが、福岡でも森林組合が活発な所は生森組合の面倒を見ている。ところが役場の職員がその森林組合の面倒を見ているとか施設森林組合がない所があるので、そういう所を一括処理し、連合組織のようにしてやったらどうかということで、福岡の場合、全部ではないがそのような施設森林組合が生森組合の指導もしている。

司会(武井) 福岡県では森林組合の方に事務を委託しているのか。

(井上) 実質的には委託している所もあるが密度の濃淡があるので、指導をしていると言った方が良い。

(大平) 森林組合活動の活発な所は、高知県ではむしろ積極的に生森組合の指導を引き受けている。さらに質問というより意見だが、生森組合といってもいろいろなタイプ・規模がある。その背景にある森林組合、あるいはもう少し広げれば地域の林業組織、地域林業の展開という事もあるように思う。そこで私共は昨年、高知県の生森組合160余(全国でも3番目位の数)でアンケートをとり、私と同じ大学の依光さんがそのアンケート調査を行っている。その調査をかい間見た限りで話すと、高知の160余の生森組合は零細なものが多く、大きく分けると、高知方式と呼ばれる①分収造林タイプ、つまり他人の山を貸りて分収を結び、生森組合を設立したというものが昭和40年代まで起っている。②部分林、青年の森といった政策の受け皿として出てきたものが45~46年まで続く。それ以後、③43年から今日の課題である入会林野の移行型生森組合が設立されている状況である。そこで先ほど林野庁の山田さんがいわれたように、私も生森組合だけでは問題の処理はできないのではないか、零細な生森組合では特にそのように思われる。もう一つ、昨层高知県の西南地域の林業振興に若干タッチしたが、その間でいろいろしているうちに、生森組合というのは地域林業の振興の為の極めて小さな1つの単位ではないかと受け止めている。そこで提案したのは、地元主義ということである。それはつまり、地元で居て環境の相似した人達が集まっていて、そこで1つのコミュニケーションの場として生森組合が利用されている。それも

又必要であろう。今までの林構事業における基盤整備はすべて物、金であり、いわゆるハードウェアの施策ではないか。これから生森組合を維持する一つ的手段として私は、集会なり、集まって問題点を討議するようなソフトウェアの施策も必要ではないかと思う。生森組合は、今日の朝倉山のような大規模な生森組合はともかく、零細な所は地域組織の中の1つの単位としてこれから伸びてゆくのではないか。又そうしなければならぬのではないかと思う。

司会(武井) 生森組合の評判が悪く、重荷に感じられる大きな原因の1つは事務的な面で従来の入会集団時代と比べて負担が重くなったということがあろう。今の大平先生の発言のように、それをうまく発展させてゆけば、地域の核になるが、しかしやっかいな事務手続きは専従職員のいない生森組合には特に重荷になる。これをどのように解決するかは非常に大きな切実な問題であろう。今の井上氏、大平先生の御意見以外で、地域によってそれぞれ特性、組合の規模、沿革、人的構成が異なるので一概には言えないだろうが名案があったら出してほしい。

<法人の休業制度活用>

(今崎) 悪い方の実例になるが、生森組合の休業という制度がある。(税務署に届ける手続きでは休業中というのがある。)8年前から私共が手がけた入会林整備の1つで200ha位の山を行った。既に個人分割をしているものは複数の共有も含めて、個人登記したが、その中で市が一部造林している所が30haほどあった。本来であれば既に造林しているのだからその分をはずして整備するのが妥当であろうが、権利者が300名もいて、先々整備できるかどうかかわらなかったので、どういう形態で処理するか問題になった。その時点で300名の記名共有にす

るという意見もあったが、そうすると第2の入会林を生み、前進にはならないということで生森組合を作る方向に持っていった。ところが、全て造林してしまった山林が生森組合の土地になったので、生森組合の活動は必要がなくなった。最初の3、4年は県の指導を受けて事務処理もしていたが、それ以降は税務署に休業中の届けを出した。税務署関係、県の指導以外は休業中ということで対処しているが、この休業中という事の解釈について意見を伺いたい。

<協議会による経理指導>

(山田) 法人組織として、必要最少限度の事務や手続きはすべきである。経理事務その他を森林組合に委託するとなると本来の生森組合の法人としての機能がおかしくなるので、やはり生森組合自身が事務手続きをやるべきだ。問題はそのような事務能力、処理能力がないとか、そういう事に精通した人がいないという所にある。

新潟県では入会林整備推進協議会がある。これは主として生森組合の連絡協議会的なものであるが、お互いに情報を交換し、研修を行っている。事務的な勉強の機会をもうけてかなりの効果をあげている。秋田県では、去年から各市町村に入会林野高度利用促進協議会を作り、さらに今年の9月、県の連合協議会ができています。また県単で森林組合に対して指導費をつけて、その森林組合が生森組合を積極的に事務指導するようにして、効果をあげている。

国の方としても生森組合に対する指導育成の経費も若干とっているが、さらに大がかりな予算措置をするような努力もしなければならぬと考える。とにかくできる所から積極的に取り組むことが大事ではないかと思うので、そういう点も参考にいただければ幸いです。宮崎県

から現在までの活動状況を説明していただきたい。

(肥後) 宮崎県は特に生森組合協議会という活動はしていない。

司会(武井) 生森組合ではなく育成推進協議会の一環としてやっているのでは?

(野田) 特に生森組合と限定したものはないが、林産課の中に森林組合係があり、専門技術員の一人が生森組合のアフターケアの面で県内の調査をしている所である。このような調査を通じて問題点を抽出しながら今後対応してゆきたいと現在進めている段階である。なお生森組合は森林組合の動きに影響を受けるので、総合的な方向ではかってゆく必要がある。しかし内容・規模は非常に小さく、今後調査の進む中でこれをどうしてゆくか検討してゆきたい。

司会(武井) これはどこでも困っている問題で、建前としては自力でやるべきだろうが、建前通りにゆかないのがあまりに多いのが悩みの種である。建前は努力目標として、それが達成できるまでは外郭団体あるいは森林組合に依存することも必要であろう(完全に頼るのはまずいが)。そういう事務を何らかの形で切り抜けることにより、初めて生森組合の健全な育成の方向がとれると思うので、この点については来年以降の研究課題にもさせていただきたい。

III 生産森林組合に労災保険が適用

できないか。

司会(武井) 次に労災の問題に入るが、この件については宮崎県の中須さんから、「事業を行う上で労災保険の適用外となっているが、それに代わるものとして実際に運用している生森組合があれば聞かせてほしい」という意見が出ている。それと大分県九重町の小野さんから、

労災についてどのようにしているかという質問が出ている。

(中須) 現在延岡市においては生森組合が7つあるが、大企業があり、組合員は第2種兼業農家が大半である。林業に従事できる人(経験者)は生森組合員の中にも数少く、怪我等も心配される。労働基準監督局で聞くと、生森組合は従事義務があり、自分達で経営するものだから労災保険の対象にはならないと言われた。今の役員達もなかなか事業をやっつけたいと言っている。その点で個人が生命保険に加入すれば問題ないかもしれないが、何か良い方法をとっている所があればお尋ねしたい。

(小野) 九重町には生森組合が50組合ほどあり、会計指導等も行っているが、労災について基準局に行った所、できないと言われたので、何か方法はないかと尋ねた。すると任意団体を作って部落の人達はその団体に入ればできるといことだが、まだその方向で労働基準監督局に行っていないのでよくわからない。ただ1件だけ労災に入っている所がある。その組合ではそういう任意団体を作って入っているということなので、当町もその方向でやってゆきたいと思っている。しかしあまりにも組合数が多く、まだ組合にはそれを計っていない。できれば国の方で生森組合に限った労災等の考えがあればその方向でお願いしたい。

司会(武井) 任意組合を作るというのは具体的にはどういう事か。

(小野) 部落の人が例えば50名で、私達が生森組合の事業を受け持つという請負いの任意団体ではないかと思う。はっきりと聞いていないのでよくわからないが……。

司会(武井) 要するに自分の家の山仕事を自分でやっているのと同じ事で、雇用契約上の労働者ではないということから、労災が適用され

ないというのが基準局の考え方であろう。それはそれとして筋は通るような気がする。しかし生森組合でその中の有志が労働班を作って労働し、災害を受けた時には雇用契約上の労働者の労災と似たケースになるので、それでこのような意見・要望が出ているのだと思う。これについて他の県で良い方法を試みている所があれば意見を。

(山田) 今の問題だが、労災保険への加入の道がある。具体的にどういう形で対応できるのかについては、県の労働担当が詳しいと思うのであってみていただきたい。私の方もこういう問題が多いので、直接担当ではないが具体的にどういう方法があるか検討し、県を通じて連絡する。

(川原) この問題について詳しく実態は知らないが、私の所に昭和26年に生森組合を設立して運営している所がある。そこはさきほどの事務の問題については、農協の支所が事務局となって事務を担当してスムーズにしている。この組合では年に2~3回下刈り作業を行っているが、そこの総会で聞いた所によるとはっきりと保険をかけている。事務局では作業に従事する時には保険をかけて、従事する人の安全に努めている。

Ⅳ 生産森林組合員の資格をどう考えるか。

<組合員の資格要件>

司会(松原) さきほど中尾先生から出た入会と生森組合の本質問題に関連して進めたい。

①高知県の西森氏から、法94条において組合の地区外にある森林又はその森林についての権利を現物出資すれば組合員となることができるか、また組合員となった後に組合の地区外に転出して組合員として認められるか。②福岡県

の井上氏から生森組合員の資格について (1)現物出資する個人 (2)その地区に居住する者で林業に従事できる者の2点があり、これは(1)又は(2)に該当するかもしくは両方を合わせ持つということになっているが、脱退については(1)(2)を合わせ持ち、加入資格については(2)の要素を満たせば良いとなっているが、これらにはどう対処すれば良いか。③大分県の九重町の小野氏からは組合員たる資格の中で、組合の地区内に住居を有する個人という事だが、住所とはどのような意味であるか。住民票があり家もあるが本人が住んでいないという問題があるとの質問が出ている。以上組合員の資格等についての質問である。

(井上) 私が整備を担当した所は、地区外に出て行った場合、無条件で脱退してもらわないと困るといつてきた。そうすると先ほどの(1)(2)を合わせ持つということである。例えば生森組合員の中で分家が出て、希望する人には資格を与えたいという要望がでた場合、(2)にしぼらないと入れられなくなる。(1)(2)どちらかで良いということだと、地区外に出て行っても権利が残るということになり、希望と相入れない結果が出てきてしまう。

(西森) 入会林野整備によって生森組合を設立する場合、入会を整備する時点では権利者であり、そしてそれによって設立された組合に現物出資をすることによって、資格要件を満たすことで組合員となるわけである。ところで組合員となった後、何かの事情から転出を余儀無くされた場合にも、現物出資はしているから資格を満たしているのそのまま組合員として認められるのかどうか。

(中尾) 井上さんにお尋ねしたいが、例えば森林組合法94条の第2項だけでいったらどうなるのか。(第1項を無視して)不都合が出る

のか。

(井上) 私の方は出ない。両方を満たすので。

(中尾) しかも実際において、第1項を充足していれば、つまり設立の時には皆出資しているわけだが、出資しているだけで転出したら組合員として認めたくない。しかし分家したような人は現物出資していなくても認めたいということならばそれでいいだろうか。

(井上) 法律に詳しくないので(1)(2)にこだわっていたが(1)は抜いても良いのか。

(中尾) 私は逆に居住性を確保する為に2つとも要件にしなければならないかと考えたが、しかしどちらか1つというならば(2)だけで良いのではないか。実際には(1)も充足している。

<森林組合法と定款の関係>

司会(武井) 森林組合法の解決については若干の意見の相違があるかと思うが、これは解釈の幅が広いであろうから、いくつかの解釈論の中で、(1)と(2)のどちらかの条件を満たすものは定款を見てどのように定めようとも、当人が入ろうと思えば入れるという解釈をすれば、2つの要件を満たさなければならぬという解釈は成り立たなくなるであろう。私はそこまではいかないと思う。かなり幅広い選択の余地があるが、その中でどういう方法を選ぶかは定款によるのだというのが穏当な解釈ではないだろうか。だから定款でその地区内に住所を有するもので、かつ森林についての所有権、あるいは持分権を持つ者という形にすれば良いのではないか。或いは生森組合の場合には所有権、持分権ではなく組合員たる資格ということになると思う。要するに地区内に居住している事が不可欠の条件であるということ定款で明瞭に定めておくことが必要ではないか。そうしないと色々な解釈が出て争われる余地が出てきてしまう。模範定

款ではどうなっていたか。そういう限定的な文言が模範定款の中にはなかったように記憶している。もし私の記憶に間違いなければ模範定款通りに作った場合には、反対の解釈で押し切られるという可能性も出てくるのではないか。だから定款は明瞭に作る必要があると考える。

(井上) 模範定款は中尾先生の言うように(1)(2)いずれかで良いという書き方になっている。ただし森林組合の手引きには合わせ持つでも良いとなっているので、どちらでも良いのだろうと言っていた。私共は中尾先生の解釈と同じやり方できたが、仮に(1)(2)を合わせ持つとした場合、地区外に出て行った分については、脱退者の数だけ補充するという考えはいけないのだろうか。分家した場合、現物出資を引き継いだという形をとる解釈にはならないだろうか。

(中尾) 私もこの点については思いつきで先ほど申し上げたが、例えば出資した組合員が地区外に転出した場合、脱退させるかどうかの問題だ。脱退させるならばあきがあるという問題は起らない訳だ。生森組合員の資格を94条1号2号の両方を満たさなければならないという解釈が無理であるとしても、94条では定款に定めるものとされているので、定款に1号で現物出資する個人として“ただし地区内に居住しなくなったときは資格を失う”という但し書きを入れることは差しつかえない。要は入会の慣習に従ってなるべく地区内の組合員で構成したいということであるから、定款に、加入資格の条項とは別に例えば“〇条に定める従事義務を果せない地域に移転した者は組合員たる資格を失う”という条項を設けてもよいと思う。

(山田) 94条の組合員資格で、(1)(2)両方兼ね合わせていなければならないかということだが、43年に林野庁が回答しているものを見ると、いずれか一方を満たせば良いとなっている。

(中尾) 私共はそういう解釈はおかしいということ議論をしていた。しかし私も(1)(2)両方を満たさなければならないという意見は撤回する。一番良いのは(1)に条件をつけることではないか。

(武井) 私はどちらの解釈が正しいかは棚上げし、複数の解釈があるということ前提とした上で、定款でどちらかの解釈を選択することにしたら安全であろうと思う。定款自体をあやふやにして解釈に依存するのは危険性が多いと思う。

(吉嶺) 第一回目の研究会の時も同じような議論があったと思う。武井先生からも模範定款は模範例であって必ずしもそれをそのまましなければならないということはないと、中尾先生と同じ説明を受けた。それで私も意を強くし、入会整備する場合、従来の入会慣行が近代化されても従来の慣行も尊重した生産森林組合を作ってゆかなければならないということを念頭において次のような指導をした。第1項に組合の地区内にある森林、これを現物出資する人は問題ない。部落から転出したら権利を失うことになるので、2項の組合の地区内に住居を有する者であって、組合の地区内の森林を現物出資する個人ということにした。そういう定款の入会集団もある。しかし、転出しても自分が苦労したのだから自分が脱退する意志が出るまでは組合員としておいてほしいという人には、その前の事項ははずしていわゆる模範定款の1項のままの組合を作っている所もある。2通りの資格要件で現在指導している。そうすると現物出資した個人が出てゆくと生きている間は、その人は現物出資しているのだから組合員でおれるし、亡くなった場合にはその相続人が組合の地区内にいれば組合員となる資格がある。しかし誰もいない場合は当然脱退の手続きをとらざるを得

ないという解釈で指導をしている。

(中尾) 武井先生のおっしゃっていたように、そうしなければならないということではなく、選択の余地があるということである。だから組合がどうしてもこうしたい、出て行っても良い(資格がある)という事であればそれは入会集団とは異なるのでそれでも良いと思う。絶対にいけないということはない。だから私の言った意見のような定款でも、国の解釈のものでも良いという選択の余地があるということである。

〈脱退時における払い戻し〉

司会(松原) 次に脱退と払い戻しの問題について、まず、生森組合の方に伺いたい、島根県の道川の入会集団はどのようになっているか。(栗栖) 道川の生森組合は、今、国に書類を出しているところだが、定款の中では脱退は模範定款により、その通りにやる事になっている。ただ生森組合はその地区で生産に従事するのが本来の姿であろうが、私の所では若干異なっている点についてはっきりとした意見をうかがって今後の定款の参考にしたい。

司会(松原) 払い戻し問題について、いろいろな方向があると思う。現在の資産で払い戻すのか、あるいは加入時のものかいろいろ問題があると思うが、この事について高知大の大平先生の御意見を。

(大平) 話しはそれるが私達が生森組合で問題にしていることの一つに今後の展望ということがある。160余の組合に出したアンケートの中で105ほどの所から返答があったので、そこから2~3の問題を出してみたい。それぞれ小規模な生森組合が今後どのような展望を抱いているかが重要なことだと思い、アンケートをとったわけだ。その返答の中で3割程度が「もう何もできない」つまり現状のまま放置するとい

うことで、7割が「今後生産活動を続けたい」ということであった。この7割の中の4割が、先ほど言った施設森林組合と協力してやってゆきたいという答えが出てきた。森林組合依存型というタイプを考えると、事務処理だけではなく、伐採、搬出も頼むというものと、先ほどの事務処理を依存するタイプと2通りある。ともかく40%が森林組合に今後依存してゆきたいと考えている。そして残りの3割は分収造林型、部分林型、入会林移行型などの組合だが、これらは自分達独自の生産活動を続けたいという希望が強い。分収型の生森組合のほとんどが、組合依存型もしくは放置型になっているのではないかと思っただ、意外にも分収造林型の組合からも自分達で継続したいという希望が出てきたので、あらためて地に足のついた生森組合があると意を強くした。

〈脱退と払い戻し請求権〉

司会(武井) 各県市町村における生森組合の持ち分の払い戻しについての例があったら教えてほしい。38条では「出資組合の組合員(生森組合員)は脱退した時は定款の定める所により、その持ち分の全部もしくは一部の払い戻しを請求する事ができる」とあるが模範定款だと微妙な表現がしてあるので、持ち分の全部か一部かがはっきりしない。例えば全部というと極端に言えば成長資産を含めて、立毛地盤の地価を文字通り算術的に等分して返すという意味にもとれるし、一部でも良いというふうにもとれる。但しこれは“定款に定める所により”とあるので定款にどのように定められているのかが問題。模範定款通りにしている所が多いと思うが、例えば払い込み金額だけを返せば良い、つまり一部の払い戻しだけしか脱退者の請求権はないとするような定款を作っている例があれ

ば教えてほしい。

(井上) 出資時の $\frac{1}{2}$ を払い戻すという方法、つまり一部の払い戻しというやり方をとっている。

(武井) それは定款で定めているのか？

(井上) そうだ。

(土岐) 払い戻しについては、模範定款に準じてやっている。生森組合においては、成長資産を勘案して持ち分額を算定して払い戻すべきであろうと思うが、立木の成長の少い段階において脱退者が多い場合(払い戻し額が多くなる場合)には、①組合の経営基盤が害されたり、②森林評価に費用がかかる(生森組合ではほとんどの場合、森林勘定の操作を行っていないので現地の評価を行うことになり費用がかかるわけである)。又、③組合の設立趣旨に賛同した者で構成しているのだから当然定款にも同意した者であり、それらの意味合いから、生森組合については、払い込み出資額相当額を払い戻せば良いという考えをとっている。

(加賀) 入会権のあった時代には、転出する場合ある程度の物を差し上げていたという事例があるので、定款通りにした方が良いのか、あるいは何らかの金品を与えた方が良いのかうかがいたい。定款では脱退については触れられていないが、どう考えたらよいか。

(武井) 定款には何らの規定もないということだが、それは模範定款通りに作ったということか？

(加賀) 定款において脱退者に何らかの物を与えるとしておくと、脱退者が多い場合に困る。脱退する場合、加入時の資産を評価するか、成長資産を評価するかということも問題になってくるので、脱退者に対し脱退は認めるがその他の払い戻しはしないという規定になっている。だが、入会権を整備する以前は何らかの物を与

えていた。定款では何も払い戻しはしないということになっているが、組合に対して貢献した人に対して何らかのものを与えるべきではないかという意見もあるので、定款通りにすべきか否かを伺いたい。

(武井) それは組合自身で決めるべき事であり、部外者が言うことではない。ただし法律的に全部又は一部という事を拡張解釈すれば、一部の極点はゼロになるということで、そのように考えられた定款であれば有効であろう。

(中尾) この場合、転出者(脱退者)は組合に対して請求権があるので、従ってこの定款自体が森林組合法に違反しているのではないか。請求権がないというのは組合法の趣旨からいって問題である。定款が違法というのは問題だし、一部の中にはゼロを含むという解釈はむしろかしこいと思う。

(山田) 私の方は公式論議しかできないが、もし脱退に関しての事が定款に何も示されていないということになると法人組織としての問題はあろう。現実に脱退者が請求した場合にいくら払うのか、従来に入会慣行当時の額でおさまるのかどうか。ある時に脱退者にある金品を与えても、2・3年後にはもっとそれ以上の額をという人がいるかもしれないし、紛争の種になっていくのではないか。だからむしろ模範定款の25条に示しているように、はっきりと定款に記した方が良いと思う。定款の中には、「払い込み済み出資金に相当する財産については」という言い方をしており、この“相当する財産”とは“払い込み出資金そのもの”の事であるというのが林野庁の解釈である。したがって現在は成長資産は認めないという解釈である。それは何故かという森林の経営視点から考えて、成長資産を認めると脱退者が増えてきて森林経営ができないということになるので、このよう

に定款に定めている。

ところが現実はこの定款の考え方自体に問題があり、この定款はけしからんという論法の主張もあり、裁判で問題が出されている例もある。その請求者は自分が入会林野整備の組合長であり、しかも模範定款と同じ定款を決めてその後の脱退者には定款通りの脱退金を支払っていたが、本人が組合長をやめてから脱退する段階になりその定款はおかしいということで裁判に出している。

<不参加金をどう考えるか>

司会(松原) 次に不参加金について九重町の小野氏から、「不参加金を出すか、日数が多くなるので多額の金になり、全員参加の作業ができない。高齢者が多くて作業ができない。作業に出れば日当を出す組合がある。」という意見が出ています。説明をお願いします。

(小野) 九重町の組合では平均年齢が50~60才であるが、特に高齢者が多い組合では、出不足金を出さなければならないため脱退者が増えていく。

司会(松原) 南小国町の方から出不足金についてどういう風になっているのか、出不足金は普通賃金より安いのか、組合員が女である場合にも出不足金が必要かという質問が出ているが、これは組合によって異なるだろうが意見があったら出してほしい。

(加賀) 女の組合員である場合、男女に差をもうけるべきでないという見解を私は持っている。他の組合員の中には女は男と同じ1人前扱いはできないから、当然とるべきだという意見もあるのでどちらの取扱いが正しいか？ 男性が組合員の時、男性が出ないで女性が出た時には出不足金の7割をとっているが、女性が組合員ならばとらなくても良いのではないかと

いう意見と、とった方が良いという意見とがあり、どちらが良いのか。

(中尾) 大分前に新聞に「九州では女が出たら未だに2~3割の出不足金を払わなければならない。これは封建的だ」と書いてあった。私はこれは半分正しく半分正しくないと思う。どちらが正しいかはわからないが、男がいるのに出ないで女性が出た場合には、男性が出なかったことに対する制裁的意味を含んでいるが、女性が組合員の場合にはそれで良いのではないか。厳密に言えば女性は労働能力が低いから安いということになるが、それは純然たる労働の質を計算した上でないといえないことだから、通常は本来の制裁的意味がない女組合員の場合には平等で良いのではないかと思う。

V 法人税にどう対処するか

司会(松原) 長崎の吉嶺氏から税金問題について「林構事業を実施する場合、事業費の査定は賃金が主体となる。生森組合が賃金支給をすれば、協同組合として法人税の特例が受けられなくなるが、どう処理しているか？ 補助造林や総合整備事業の造林をするよう指導されるが、賃金支給すると税法の特例が受けられない。又補助金は収益が残るので課税されるのではないか」という法人税の問題が出されている。

(吉嶺) 富士町の杉山氏に最初の問題をお尋ねしたい。生森組合が林構事業を実施する場合、枝打ちとか新植とかいろいろな作業があるが、それに対応して事業費が送られてくる。長崎県でも600万円とか700万円の事業費を見込んで実施している所がある。600万円の場合、 $\frac{1}{2}$ の国庫補助で300万円もらえるが、生森組合がそのまま自分たちで整備して、賃金を支給する場合、法人税法の中に「協同組合等は別表第3

による」とあり、その第3条に「賃金給与、賞与を支給する者を除く」とはっきり書いてある。すなわち賃金、給与を支給する所は協同組合とはならないということであり、また、後で収益があった場合には協同組合とされずに普通法人となる。又、協同組合でないと従事割配当もできないということになる。そこで私は、次のように考えた。例えば賃金を8,000～10,000円位払ってれば伐期までには相当な生産原価になり、その時に1千万で売っても1千万の生産原価がかかれば収益はゼロとなって、仮に40%を課税されても不都合はなくなる。そのように処理できなければ賃金支給するのはおかしい。

もう一つ、分収造林の問題がある。森林組合が従事割配当できるのは自分達が林業経営をした場合のみその対象となり得るのだが、そうすると分収造林の場合、それが自分達の林業経営と言えるかどうか問題だ。公団造林の2者契約となると、自分達が造林者となってその事業費を公団から負担してもらって分収するという形になるので、林構事業を自分達が実施したのと同じ事になるのではないか。その辺にうまく特例措置をとってもらえないだろうか。あるいは補助金については収益が残っても課税しないというような特例措置をしてもらえないだろうか。(山田) これは非常に難しい問題なので、林野庁の研究課題としたい。

VI その他の問題

<新規加入にどう対処するか>

司会(松原) 次に九重町の酒井氏から、「入会権を得る為の慣行が①分家加入で金何円、②加入金、金何円を払う。この要件について役員が声をかけた人とかけない人があり、かけない人から差

別問題が出て、入会権の主張をしている部落としては慣行により認めないとしている。現在加入は認めない」とあるがこれを説明してほしい。(酒井) 九重町では昭和42年から入会林整備を始め、5千町歩のうち3千町歩位済んでいる。47～48年頃から整備問題について住民の意識が高くなり、その時点から多くの整備をやってきている。ここで問題になってきたのが入会権を得る為の条件である。慣行があって分家加入でいくらかを払う場合と、新たに住所を移転してこの部落に来て加入したいという人が金を支払う場合とがある。そこで役員が知り合いにこういうものがあるから加入しないかと勧誘した人としらない人がいた。九重町に同和地区があり、この地区の2名の方が声をかけられなかったと主張している。同和地区にはほとんど入会権がないという実態の中からかなりこの主張をついてくる。村としては総会にはかり、整備を進める中で、もう新規加入は認めないという慣行を作った。

<整備後の形態に一考を>

(日高) 入会林野の整備はしてほしいが個人分割という形では問題があるし、生森組合にするというやり方も先ほど出されたような問題が出てくるので、適当に良い方法でやってくれと頼まれる。このような場合、入会整備によって共有名義として整備して、その後、委任の終了によって、或いは共有者の代表者個人の名義にするか、又は信託行為によって地元の森林組合か生森組合に所有権を移してゆくかなどのやり方があるわけだが、そのような方法をとった県があれば、その後どのような問題が出たか聞かせてほしい。

司会(松原) 佐賀県の山上氏から「親組合と子組合の関係を宮崎県の方がお話しになったが、宮崎県

として合併の方々と合併後の運営方法を具体的に検討していたら聞かせてほしい。」という質問。(肥後) この件については、午前申話したようにまだ具体的には進んでいない。ただ組合長をまじえての座談会では、現時点では出資財産を均等に扱える方法はないのではないかとという事で、只今検討中である。

<入会未整備での分収造林>

司会(松原) 松山市の重信町共有山林組合から、「公有林の土地を樹園地用(柑橘畑)に昭和34年頃個人に払い下げたが、この公有林地の所有権を個人名義に移転する事に疑問点があるのでこの件について協議してほしい。」福岡市森林公社の川原氏から所有権や抵当権が徹底できなくとも、積極的に分収造林を実施できる方策を検討、実施してほしい。(①市町村と地元代表との契約など。②林野庁の計画などの検討、③実施している事例：福島林業公社で実施しているのでは? ④中尾先生の主張は入会権の安定化ともつながると考えられるが)」ということだが補足してほしい。

(川原) 福岡市では現在分収造林を大きく進めているが、その対象として入会集団が大きな供給源となっている。福岡市は都市化が進んでいて、入会整備が困難な所ほど人工林化が進んでいないという状況だ。そう事態を入会林整備が終わるまで待っているといつまでも造林はできなくなるので、整備はまだだが造林だけは先にしておいて管理を進めれば、整備が終わった時点ですぐに権利を設定することができる。いつまでも放置しておかなければならないというような事態の解消を考えてほしい。そのような契約を結ぶと入会権が安定するのではないかと考えられるし、それによって市町村自体も早く入会整備をやらなければならないという自覚も出てくる。又、入会集団については権利関係の乱れが非常にばはだしく、記名共有の一部を不動産業者が取得しているとか、抵当権を設定しているなどということもあるが、それに対する歯止めにもなるのではないだろうか。現実に植林されていれば、不心得者がその一部を黙って売るといったような事も防げるのではないかと

<大会記事>

西日本入会林野研究会の第6回シンポジウムは、55年10月30日、31日の2日間、愛媛県今治市の「湯ノ浦ハイッ」で盛大に開催された。

今年も160名余の参加者が西日本各県や市町村、生産森林組合、入会集団から集まった。予想をこえる参加者のため、「湯ノ浦ハイッ」では収容しきれず、シンポジウム会場を急きょ「朝倉村公民館」に移し、無事終了することができた。

事務局の不手際で、開催地の皆様には大変御迷惑をおかけしたと、深くお詫びしなければなりません。それにもかかわらず、研究会がスムーズに運営できましたことは、愛媛県林政課、朝倉村及び、今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合の皆様の御協力の賜と心から御礼申し上げます。

シンポジウムでは、実践的かつ急所をつく議論が闘われ、稔り多い会になった。今後さらに議論が深まることを期待したい。

また、会員の外に林野庁森林組合課から山田課長補佐が出席され、特別講演をお願いした。

なお、受付、記録などは例年どうり西南学院大学、九州大学の学生、大学院学生に担当してもらった。

2日間の研究会次第は次のとおりである。

◎ 研究会大会次第

第1日 10月30日 9時開会

全体進行 高知県林業課 西森 正信

1. 開会 愛媛県林政課 徳本 達夫

1. 代表委員挨拶 研究会代表委員

中尾 英俊

1. 来賓挨拶 愛媛県林政課長 正岡 喜久
朝倉村村長 武田 権一
今治市・玉川町及び朝倉村
共有山組合長 砂田 清哉

1. 特別講演 林野庁森林組合課課長補佐
山田 保夫

1. 問題提起

① 山内舜郎(愛媛県上林生産森林組合)

② 杉山宏明(佐賀県富士町林業課)

③ 肥後恒文(宮崎県林産課)

④ 中尾英俊(西南学院大学法学部)

(中食)

1. 研究会総会 司会 小脇 一海

(愛媛大学法文学部)

1. シンポジウム

司会 武井 正臣(島根大学)

松原 功(山口県林業公社)

1. 閉会 大平 英輔(高知大学)

1. 懇親会

◎ 現地視察 第2日 10月31日

8時30分発

今治市・玉川町及び朝倉村共有山組合山林、愛媛県染織試験場などを視察して中食後解散。

◎ 総会

1. 会務報告

① 岡森代理委員から1年間の会務の報告がなされ了承された(堺委員から報告すべきところ、事情により代理が報告)。

② 会計報告

西日本入会林野研究会第5期決算報告

(79.9~80.10)

項 目	前 期	今 期 (79.9~80.10)		
	(78.9~79.9)	金 額	摘 要	
収 入	1. 前期繰り越し	11,762	39,949	
	2. 会 費	61,500	67,000	500円×134人
	3. 会報売り上げ	3,750	—	
	4. 県 負 担 金	14,000	4,000	2,000円×2県
	5. 大会参加費	242,550	227,800	1,700円×134人
	6. そ の 他	1,347	4,431	
	7. 収 入 合 計	334,909	343,180	
支 出	1. 会報印刷費	50,000	70,000	会報第5号印刷費
	2. 大会運営費	115,200	180,000	
	1) 会場係及び受付係人件費	60,000	112,000	運賃及び宿泊費の実費(4人分)
	2) シンポジウム原稿作成費	55,000	68,000	同上プラス筆耕料(1人分)
	3) 雑 費	200	—	
	3. 連絡旅費	76,120	—	
4. 運営委員会費	14,300	10,000	代表委員通信費	
5. 事務局費	61,820	45,840		
1) 通 信 費	9,500	9,910	案内状及び会報送料	
2) 大会案内状作成費	3,000	3,000		
3) 事務用品費	4,320	1,330		
4) 事務局費	45,000	32,000	九大林政学教室及び同教室事務官(2人)への謝礼	
6. 支 出 合 計	294,960	306,240		
差 引 残 高	39,949	36,940		
1. 現 金	5,668	3,760		
2. 預 金	34,281	33,180		

2. 審議事項

① 以下の事項について中尾代表委員から審議事項として提案があり、了承された。

② 次期開催地 — 熊本県の入会地の多い市町村で開催を希望することが確認された。

③ 運営委員の改選
市町村関係 山口正郎(高知県梶原町) 酒井利幸(大分県九重町)、川原祥治(福岡市森林公社)、(鳥取県日野町)、佐藤英男(熊本県南小国町)
県関係 吉嶺芳徳(長崎県)、西森正

信(高知県)、松原 功(山口県林業公社)、徳本達夫(愛媛県)、小堀信治(熊本県)

大学関係 武井正臣(島根大)、中尾英俊(西南学院大)、大平英輔(高知大)、堺 正紘(九州大)、

これまで運営委員を努めていただいた長安秀樹氏(鳥取県三朝町)、河野俊克氏(宮崎県)、大東昇氏(鳥根県)が委員を退任された。新規委員には、山口正郎氏、佐藤英男氏、吉嶺芳徳氏、松原功氏、小堀信治氏がそれぞれ就任されることに決った。

1981年9月20日印刷

1981年9月22日発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 福岡市西区西新6-2-92(814)
西南学院大学法学部内
☎(092)-841-1311

印刷 松隈印刷株式会社
☎(092)-721-0769

